

令和８年度 御代田町防災マップ更新作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この実施要領は、御代田町防災マップ更新作成業務（以下、「本業務」という）を委託するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

本業務は、平成２８年度に撮影した航空写真を使用しており経年変化が激しい。

また、水害ハザードマップの作成にあたっての考え方や推奨される事例等がまとめられた水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室：令和５年５月（初版平成２８年４月））で記載する必要があるとされている早期の立退きが必要な区域（家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が大きい区域等）の記載や、その区域における避難行動の説明、アンダーパス等の避難の際に危険な箇所、河川水位やＣＣＴＶカメラの位置や情報等に関する情報が掲載されておらず、これらの情報の追加掲載と周知が必要である。

近年激しさを増す豪雨災害に対して、犠牲者の最小化を図るためには、土砂災害や水害時の危険なエリアを周知するだけでなく、各人が避難するタイミングや避難場所・経路等に関わる情報をわかりやすく伝え、住民が容易に活用できることが重要である。また、従来の防災マップは町を四分割して作成していたこともあり、町全体の危険度がわかりづらかったことから、町民の防災意識の向上のため、町全体の災害リスクが一目でわかる項目を作成したい。

よって、最新の地図へ更新するとともに、住民が「自らの命を自らが守る」ことに活用できる実践的な土砂災害・洪水防災マップを作成することを目的とする。

2 業務の概要

(1)業務名

令和８年度 町単 御代田町防災マップ更新作成業務委託

(2)業務対象区域

御代田町全域

(3)成果物

ア 防災マップ

縮尺：１５，０００分の１（町全域一枚表示）

様式：Ａ１大判方式、両面フルカラー印刷、マップ折

（長辺蛇腹折２山・短辺２つ折１山、仕上がりＡ４）

用紙：マットコート１１０ｋｇ

部数：２０，０００部

梱包：区分けなし

イ ホームページ掲載用電子データ

形式: P D F

内容: 日本語版、英語版、中国語(簡体字)版

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日(金)まで

(5) 提案上限額

7, 326千円(税込)

※この金額を超える提案は無効とする。

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から契約締結日までの間において、指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225条)の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (4) 破産法(平成16年法律第75条)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (7) 令和3年度から令和7年度の間、地方公共団体が発注した「防災マップ」等の同種・類似業務の受注実績を有すること。

4 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルの選定に関するスケジュールは、次のとおりとする。

内 容	日 程
(1) 公告開始日	令和8年7月21日(火)
(2) 質問書の受付期間	令和8年7月21日(火) から 令和8年7月31日(金) まで
(3) 質問に対する回答期限	令和8年8月 5日(水)
(4) 参加表明書の提出期限	令和8年8月10日(月)
(5) 企画提案書等の提出期限	令和8年8月24日(月)

(6) 一次審査（書類審査）	令和8年8月26日（水）
(7) 一次審査結果通知	令和8年8月28日（金）
(8) 二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年9月 2日（水）
(9) 二次審査結果通知	令和8年9月 9日（水）
(10) 契約締結	令和8年9月中旬

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

5 公告

(1) 公告開始日

令和8年7月21日（火）

(2) 公告方法

町ホームページへの掲載

URL: <https://www.town.miyota.nagano.jp/category/nyuusatsu2/187047.html>

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和8年7月21日（火）から令和8年7月31日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を記載し、「13 書類提出及び連絡先」宛に電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「御代田町防災マップ更新作成業務委託に関する質問（事業者名）」とし、本文中に担当者名及び連絡先等を明記すること。

※電子メール送信後、確認のため、併せて電話による連絡を行うこと。

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、質問者の名前を伏せた質問回答書を随時、町ホームページに掲載する。最終回答は、令和8年8月5日（水）までとする。

7 参加申込

「3 参加資格」を満たし、参加を希望する者は、下記の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
①参加表明書	様式2	
②会社概要書	様式4	会社パンフレットの添付可

※指定様式は、町ホームページから取得すること。

(2) 提出方法

ア 「13 書類提出及び連絡先」宛に、郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

イ 郵送する場合、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。

(3) 提出部数

①、② 各1部

(4) 提出期限

令和8年8月10日（月）午後5時まで（必着）

8 企画提案書の受付

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
①企画提案書	様式2	
②業務実績書	様式4	令和3年度から令和7年度の受注実績
③業務体制調書	任意様式	工程スケジュールを含むこと
④担当者経歴書	様式6	
⑤見積書	任意様式	

※指定様式は、町ホームページから取得すること。

(2) 注意事項

ア 企画提案書に添付するデザイン案については1社1案とする。「11 評価項目」の各項目内容について、具体的な提案内容を表現すること。なお、体裁は以下のとおりとする。

① A4版両面印刷とし、15枚（30ページ）以内とする。

② 文字の大きさは11ポイント以上を目安に作成すること。

③ A3版の資料は、片面で印刷し、A4サイズにゼット折とする。

(3) 提出方法

ア 「13 書類提出及び連絡先」宛に、郵送又は持参により提出すること。

イ 郵送する場合、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。

(4) 提出部数

ア 正本（上記提出書類①～⑤） 1部（社名等を表記すること。）

イ 副本（上記提出書類①～⑤） 8部（社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。）

ウ CD-RまたはDVD-R 1枚（企画提案書のみ（社名等の表記なし））

(5) 提出期限

令和8年8月24日(月) 午後5時まで(必着)

9 一次審査(書類審査)

(1) 審査の手順

ア 全ての提出書類の内容について総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

イ 企画提案者が4者以上となった場合は、得点の上位3者以内かつ最低基準点(満点の6割)以上の者が二次審査へ進むものとする。なお、参加する提案者が1者の場合でも一次審査を実施し、最低基準点を超えた場合は二次審査へ進むものとする。

(2) 審査結果

一次審査の結果は、全ての企画提案者へ令和8年8月28日(金)までに電子メールにて通知する。また、一次審査を通過した企画提案者には、併せて二次審査の開催通知を送付する。なお、選考結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

10 二次審査(プレゼンテーション審査)

(1) 審査の手順

ア 一次審査を通過した企画提案者は、プロポーザル審査委員会において、企画提案書等に記載された内容について、二次審査を行う。二次審査の得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会により優先交渉権者を決定するものとする。

イ 参加する企画提案者が1者の場合でも、最低基準点(二次審査の満点の6割)以上の場合は、優先交渉権者として選定する。

(2) 日時・会場

令和8年9月2日(水) 御代田町役場 庁議室(予定)

※詳細な時間等は、一次審査を通過した企画提案者に一次審査の結果と併せて通知する。

(3) 実施時間

発表時間: 30分程度(プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度)

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書の内容と同様のものとし非公開とする。

(4) 内容

企画提案書の説明

(5) その他

ア プレゼンテーションへの参加人数は3名までとする。

イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。

ウ 電源、スクリーン及びプロジェクターは本町で準備するが、パソコン、ケーブル類、その他の必要な機器は企画提案者で準備すること。

(6) 審査結果

審査結果については、令和8年9月9日（水）までに町ホームページにて公表する。併せて二次審査（プレゼンテーション審査）に参加した全ての企画提案者に電子メールにより通知する。なお、審査結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(7) 留意事項

ア 優先交渉権者がいずれも何らかの事由により契約に至らない場合、総評価点の高い企画提案者の順により、契約に向けた協議を行う。

イ 審査結果（優先交渉権者名、点数及び参加者数）は公表する。

ウ 審査結果に基づき、町から通知を受けた者は提案内容を反映した仕様書について協議し、契約を締結する。

11 選定方法及び評価項目

(1) 町が設置する「御代田町防災マップ更新作成業務委託プロポーザル審査委員会」において、提出された企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき、別紙（令和8年度御代田町防災マップ更新作成業務委託プロポーザル評価項目及び配点）の基準で総合的に評価し、最も優秀な提案を行った者を優先交渉権者として特定する。

12 辞退

参加申込後に本プロポーザルを辞退する場合には、速やかに辞退届（様式任意）を提出すること。町が辞退届を受理した時点で、参加資格を失うものとする。辞退届の提出にあたっては、事前に「13 書類提出及び連絡先」に電話にて連絡のうえ、持参又は郵送により提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

13 書類提出及び連絡先

御代田町役場 総務課 情報防災係（役場2階 14番窓口）

住 所：389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

電 話：0267-32-3111（内線141）

E-mail：jouhou@town.miyota.lg.jp